

文教厚生常任委員長報告



文教厚生常任委員長

古澤國義

疑に対し、福祉課長から、「保育園によつては、保育士が不足していることで、定員を満たしていないのに園児を受け入れることができない場合があり、みなしの保育士を配置できるようになることの課題が解消され、定められた定員数の中で、園児を預かることができるようになります。」との答弁がありました。

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第61号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より、「職員のみなし規定といった改正によれば、保育園で預かる園児も増えることになるのか。」との質

委員より、「新たに追加された義務教育学校とは、何を指すのか。」との質疑に対し、

福祉課長から、「小中一貫校で、小学校と中学校を一つの学校としたものを指します。」との答弁がありました。

以上のようないいえであります。また、工事についたものは、災害復旧であるとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号「阿蘇市教育課所管分議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

委員より、「給食センターの復旧はどういうふうに見ているのか。また、今度の工事は、耐震性、免震性を考えた

工事になるのか。」と
の質疑に対し、教育課長から、「工事関係については、地盤沈下が起き、浄化槽が被災していることから、ほかの補修が進めにくいこと

もあり、8月24日から2学期には間に合う

と思います。目標としては、7月中には何とか再開を、できるだけ

早くという思いであります。また、工事については、災害復旧であ

り、元に戻すということが基本であり、原形

とが基本であり、原形

復旧工事を進めること

になります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「工事請負費の、避難

疑に対し、課長より、「学校のグラウンド関

係では、一の宮小学校、阿蘇西小学校が、それ

ぞれ2,000万円程

度、自衛隊の大型ト

ラックの四輪駆動によ

り、20cmから30cmの轍

（わだち）がある中で

の走行のため、排水機

能も悪く、盤もなくな

りある程度入れ替えが必要です。一の宮運動公園では、グラウンド



給食センター（乾燥機ジョイント部分）



被災したあぴか内通路



阿蘇西小学校に出現した断層

と段下の芝の所が駐屯地になり、テントの周囲に排水用の溝を掘つたため、芝がほとんど全滅しました。また、サッカー場も駐屯地になり、自衛隊のテント

の排水のため芝がダメになつております。

学校関係が、総額で5,920万円、社会体育関係が3,110万円となつております。災害救助費ということで、避難所のほうは全

額県の費用で見ることになりますが、自衛隊が使用した駐屯地についても、100%の補助での復旧をお願いしているところです。また、阿蘇西小学校の復旧について、今年度中に復旧をさせたいと思つてますが、小学校の玄関からプール、体育館の後ろにかけて、地割れが走つており、地盤沈下も起きています。プールを現在の位置に復旧することは難しいといふことで、3月までには間に合わないのではないかと思われます。」との答弁がありました。

福祉課所管分

委員より「社会福祉施設災害復旧工事の1,340万円の内訳は、どうなつているのか。」との質疑に対し、福祉課長補佐から「一の宮高齢者センターでは、貯湯タンクが倒壊しており、完全に使え

となりますが、自衛隊が使用した駐屯地についても、100%の補助での復旧をお願いしているところです。また、阿蘇西小学校の復旧について、今年度中に復旧をさせたいと思つてますが、小学校の玄関からプール、体育館の後ろにかけて、地割れが走つており、地盤沈下も起きています。プールを現在の位置に復旧することは難しいといふことで、3月までには間に合わないのではないかと思われます。」との答弁がありました。

福祉課所管分

委員より「社会福祉施設災害復旧工事の1,340万円の内訳は、どうなつてているのか。」との質疑に対し、福祉課長補佐から「一の宮高齢者センターでは、貯湯タンクが倒壊しており、完全に使え

ない状況になつておらず地中の送水管も一部破損していると思われます。また、一部外構の舗装も含まれます。阿蘇保健福祉センターについては、浴槽等にひび割れが生じ、建物の外にお湯が染み出しています。送水管でひび割れがあり、送水ができない状態となつてしまつており、外構では目隠しの

市民課所管分

委員より「災害廃棄物の仮置き場について、9月末までと説明があつたが現状はどうなつていて、なぜか。」との質疑に対し、市民課



あぴか内に開設された被災ごみ仮置場

て、仮置き場での災害廃棄物の受け入れは行つており、受け入れ場所は、未来館とあぴかの駐車場の2箇所です。6月からは罹災証明、被災証明により、搬入許可証の交付を行い、許可証を持つた方のみ受け入れを行つています。搬入許可証を交付するに当たり、持ち込めないごみの一覧表を配り、絶対持ち込めないことを重々説明し、きちんとした体制で6月6日から新たに受け入れを実施しているところです。」との答弁がありました。

また、別の委員から「被災家屋の解体費について、先行して解体した人もおられ、業者によつて金額が違うが、価格の統一はできているのか。」との質疑に對し、地震事業対策班長から、「この事業は、環境省の補助金により、解体費用全額を賄うも

単価は、熊本県が統一

単価を示し、その単価

に基づき積算を行つて

おります。既に、解体

が終わった方で、その

単価以上に支払われて

いる方については、その

差額は、個人負担にならざるを得ないと思ひ

ます。木造の解体費については、 1m^3 当たり7,

明後、審議を行いましてが、特に質疑、意見はなく、終了しました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

862円 で、これは解体、積み込み等の諸経費まで含まれております。これに運搬費があり、標準は4tダンプ

ですが、2t、4t、10

tの3種類があり、4

tの標準で片道5kmを運ぶ場合、 $1,284\text{円}$

の運搬費が追加されま

す。コンクリートの基礎

等の解体では、 1m^3 当

tダンプで、仮置き場までの費用が 550円

加算され、総額では、

坪当り $3\text{万から}3\text{万}5$

千円になるかと思われます。」との答弁があ

ります。半壊以上、若し

業等については、病院等への申し出により、

減免を実施していま

す。これについては、

国からの特別調整交付

金として、一部負担金の減免分の10分の8を、国からの交付措置があり、県からは、残り2割について何らかの措置をしていただけよう、要望をおこなつております。」との答弁がありました。

局長から「現在、麻酔科医は常勤ではないため、緊急時の対応ができない場合があります。しかし、入院患者の手術については非常勤の麻酔科医に依頼して予定された手術はできております。当院で不足している診療科の医師については、今後も積極的に働き掛けを行っていきたいと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「一般会計から、災害復旧費分として、予算が計上されているが、どのような被災にあつたのか。」との質疑に対し、事務局長から「主なもの

くは主たる生計主の廃業等については、病院等への申し出により、減免を実施しています。これについては、

国からの特別調整交付

金として、一部負担金の減免分の8分の8を、国からの交付措置があり、県からは、残り2割について何らかの措置をしていただけよう、要望をおこなつております。」との答弁がありました。

局長から「現在、麻酔

科医は常勤ではないため、緊急時の対応がで

きかない場合がありま

い。」との質疑に対し、医療センター事務

局長から「現在、麻酔

科医は常勤ではないため、緊急時の対応がで

きかない場合がありま

す。しかし、入院患者の手術については非

常勤の麻酔科医に依頼して予定された手術はできております。当院

で不足している診療科

の医師については、今

後も積極的に働き掛けを行っていきたいと思

います。」との答弁がありました。

以上のような審議を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

以上のような審議を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されま

した案件についての報

告です。

議案第70号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より「内科医が

1名採用される説明があ

つたが、以前から言

われている麻酔科医が

いないため、緊急時の対応ができない状態にあります。既に、解体

が終わった方で、その

単価以上に支払われて

いる方については、その

差額は、個人負担にならざるを得ないと思ひ

ます。木造の解体費については示されていませんが、国民健康



被害を受けた医療センターエキスパンション部分

り壊れています。また、免震装置の一部に被覆しているゴムが損傷を受けしております。復旧費用は、接合部分が530万円、免震装置が27

0万円と、早急に対応しなければならない箇所の合計が約1,480万円となっています。

財源としては1,480万円に対し、国庫補助割合が3分2で980万円、残りの補助裏と

して、一般会計が一般単独災害復旧事業という

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

以上のような審議を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。